

| | | | | | | |
|----------------|-------|-----------------------------|-------------|----------|-----------------------|--|
| 1. 基本情報 | | | | | | |
| 事務事業番号 | 02054 | 事務事業名 | 建築物耐震改修促進事業 | 担当部 | 建設部 | |
| 政策名 | 002 | くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり) | | 担当課 | 建築指導課 | |
| 施策名 | 003 | 快適生活の基盤づくりの推進 | | グループ | 建築審査グループ | |
| 基本事業名 | 001 | 良質な住環境の整備 | | 内線番号 | 2842 | |
| 予算科目目 | 会計 | 一般会計 | | 事業期間 | 単年度のみ | |
| | 款 | 08 | 土木費 | | 単年度繰返(開始年度 平成23年度 ~) | |
| | 項 | 01 | 土木管理費 | | 期間限定複数年度(~) | |
| 目 | 目 | 02 | 建築指導費 | 根拠法令・条例等 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律ほか | |
| 評価区分 | 標準評価 | 評価対象 | 1次評価 | 関連計画 | 霧島市耐震改修促進計画 | |

2. 事務事業の概要・目的・指標<Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)
 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」)に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震診断・改修を促進する。
 具体的には、市民に対して建築物の耐震性確保についての啓発を図ると共に、木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震診断・改修等を行う所有者等に対して、その費用の一部を補助する。
 令和2年度から、住宅における耐震化の加速化を図るため、補助率を23%から80%に、限度額を30万円から100万円に見直し、同制度の拡充を行った。

| 活動指標(事務事業の活動量) | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和2年度(実績) | 令和3年度(見込) | 令和4年度(見込) |
|----------------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ア 耐震診断を実施した建物 | 件 | 0 | 5 | 1 | 5 | 3 |
| イ 耐震設計を実施した建物 | 件 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| ウ 耐震改修を実施した建物 | 件 | 1 | 4 | 0 | 3 | 7 |

(2) 事務事業の目的

| 対象(誰、何を対象にしているのか) | 対象指標(左記対象の大きさを表す指標) | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和2年度(実績) | 令和3年度(見込) | 令和4年度(見込) |
|-------------------|---------------------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ア 耐震性能の無い建物 | 耐震診断の申請件数 | 件 | 0 | 5 | 1 | 5 | 3 |
| イ 耐震性能の無い建物 | 耐震設計の申請件数 | 件 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| ウ 耐震性能の無い建物 | 耐震改修の申請件数 | 件 | 1 | 4 | 0 | 3 | 7 |

| 意図(対象をどうしたいのか) | 成果指標(左記意図の達成度を表す指標) | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(目標) | 令和2年度(実績) | 令和3年度(目標) | 令和4年度(目標) |
|----------------|---------------------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ア 耐震診断がなされる | 補助金の交付件数(耐震診断) | 件 | 0 | 5 | 1 | 5 | 3 |
| イ 耐震設計がなされる | 補助金の交付件数(耐震設計) | 件 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| ウ 耐震改修がなされる | 補助金の交付件数(耐震改修) | 件 | 1 | 4 | 0 | 3 | 7 |

(3) 総合計画との関係

基本事業の目的、取組方針(総合計画より)
 市営住宅の既存ストックの有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。
 また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。
 さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率の向上を目指します。

3. 前年度の評価表に記載した課題

令和2年度の改善改革の内容(取り組むべき課題)
 本事務事業としては、昨年度改訂した霧島市耐震改修促進計画に基づき、具体的な行動計画である「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、建築物の耐震化を促進する取り組みを行うこととしており、また、補助制度についても制度拡充を行い、効果的、効率的に実施していることから、新たに取り組むべき評価はありません。

4. 事業費の推移

| 事業費 | 単位 | 31年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 |
|-------|----|--------|--------|-----|--------|---------|
| | | 決算 | 当初予算 | 決算 | 当初予算 | 計画 |
| 国庫支出金 | 千円 | 34,324 | 25,049 | 27 | 64,255 | 580,162 |
| 県支出金 | 千円 | 17,161 | 11,699 | 0 | 9,887 | 101,084 |
| 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般財源 | 千円 | 17,213 | 13,400 | 78 | 11,531 | 102,725 |
| 事業費 | 千円 | 68,698 | 50,148 | 105 | 85,673 | 783,971 |

5. 令和2年度の実績及び成果

(1) 令和2年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>
 ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、消防フェスタが中止となったが、「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、地域を定め、補助対象となりそうな木造住宅の所有者に対し、耐震化の重要性を啓発するパンフレットを配布した。
 ・ 木造住宅の耐震診断の申請が1件あった。
 ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事1施設2棟について、申請がなされ、交付決定をした。

(2) 令和2年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
 ・ 木造住宅の助成制度の問合せが増加した。
 ・ 木造住宅の耐震診断を行うことで、耐震補強が必要ながわかった。
 ・ 本市における要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事について、1施設2棟に着手できた。

| | | | | | |
|------------|-------|-----------|-------------|-----|-------|
| 事務事業 番号 | 02054 | 事務 事業名 | 建築物耐震改修促進事業 | 担当部 | 建設部 |
| | | | | 担当課 | 建築指導課 |

6. 振り返り <SEE (check) >

| | | |
|----------------|--|--|
| A 目的 妥当性 | この事業の目的は、基本事業の目的、取組方針に結びついていますか？ | ・この事業をなぜ市が行わなければならないですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ |
| | 結びついている | 市が実施すべき事業又は実施しなければならない事業である |
| | 間接的に結びついている | 市が実施することは妥当である |
| | 結びついていない | 見直す必要がある |
| B 有効性 | 成果が向上する余地（可能性）はありませんか？ | 廃止・休止の影響はありませんか？ |
| | 向上する余地はかなりある | 影響がある |
| | 向上する余地はある程度ある | 影響はある程度ある |
| | 向上する余地はほとんどない | 影響はほとんどない |
| C 効率性 | ・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ | ・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、人件費（延べ業務時間）を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ |
| | 削減できない | 削減できない |
| | 削減する余地はある程度ある | 削減する余地はある程度ある |
| | 削減できる | 削減できる |
| D 公平性 | 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ | |
| | 公平・公正である | |
| | 見直す必要がある | |

| 総合評価判定基準 | 総合評価 | 理由 |
|---|----------|---|
| A:継続して取り組むことが適当（やり方改善含む。） B:事業規模・内容・実施主体の見直しの検討 C:事業の統合、休・廃止の検討 | A | 既存建築物の耐震化を促進することは、大規模地震発生時の倒壊等による被害が軽減され、住環境の安全性の向上を図ることができる。また、補助制度は、社会資本整備総合交付金を活用した国の事業に基づき行っていることから、公益性は確保されており、事務事業の手段を見直す余地はない。 |

7. 1次評価結果 <PLAN (Action - Plan) > (組織決定)

| | | | | | |
|---------------------------------|--|------------------------------------|----|----|----|
| | | 【参考】前年度の改革改善の方向性 << 継続・やり方改善 >> | | | |
| (1) 今後の事務事業の改革改善の方向性 | の事業 方向性 (成果) | 拡充 | | | |
| | | 維持 | | レ | |
| | | 縮小 | | | |
| | 休廃止（統合含む） | | | | |
| | | 皆減 | 縮小 | 維持 | 拡大 |
| | | コスト投入（予算）の方向性 | | | |
| (2) 令和3年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題) | 本事務事業としては、令和元年度改訂した霧島市耐震改修促進計画に基づき、具体的な行動計画である「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、建築物の耐震化を促進する取り組みを行うこととしており、また、補助制度についても制度拡充を行い、効果的、効率的に実施していることから、新たに取り組むべき評価はありません。 また、要緊急安全確認大規模建築物の補助制度については、令和3年度から内容が変わることから、市の補助要綱の改正を行った。 | | | | |
| (3) 令和4年度の方向性 (具体的な取組) | 令和2年度に作成したアクションプログラムに位置づけた内容の実施状況について検証し、必要に応じて取組の見直しを行いながら、市民の耐震に対する意識の啓発をしていくとともに、耐震診断や耐震改修の計画的な促進を図る。 また、要緊急安全確認大規模建築物の補助制度については、工事の着手期限が、令和5年度末となっていることから、所有者に早急に補強設計等を着手するよう、働きかけを行う。 | | | | |

8. 2次評価結果 (担当部長評価)

| | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|----|----|----|-----|------|--|
| | | | | | | 評価者 | 職・氏名 | |
| (1) 今後の事務事業の改革改善の方向性 | の事業 方向性 (成果) | 拡充 | | | | | | |
| | | 維持 | | | | | | |
| | | 縮小 | | | | | | |
| | 休廃止（統合含む） | | | | | | | |
| | | 皆減 | 縮小 | 維持 | 拡大 | | | |
| | | コスト投入（予算）の方向性 | | | | | | |
| (2) 総評 | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|-------|-----------------------------|---------|------|----------------------------|----------|
| 1. 基本情報 | | | | | | |
| 事務事業番号 | 02058 | 事務事業名 | 空家等対策事業 | 担当部 | 建設部 | |
| 政策名 | 002 | くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり) | | | 担当課長 | 下舞 和稔 |
| 施策名 | 004 | 地域特性に応じた魅力ある空間の形成 | | | グループ | 建築指導グループ |
| 基本事業名 | 004 | 空き家対策の推進 | | | 内線番号 | 2842 |
| 予算科目目 | 会計 | 一般会計 | | 事業期間 | 単年度のみ | |
| | 款 | 08 | 土木費 | | 単年度繰返(開始年度 平成27年度 ~) | |
| | 項 | 01 | 土木管理費 | | 期間限定複数年度(~) | |
| | 目 | 02 | 建築指導費 | | 根拠法令・条例等 空家等対策の推進に関する特別措置法 | |
| 評価区分 | 標準評価 | 評価対象 | 2次評価 | 関連計画 | 霧島市空家等対策計画 | |

| | | | | | | |
|---|---------------------|----|------------|-----------|-----------|-----------|
| 2. 事務事業の概要・目的・指標<Do> | | | | | | |
| (1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述) | | | | | | |
| <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」に基づき、放置されている空き家の所有者等に適切な措置を促すなど、空き家に対する施策を推進する。</p> <p>具体的には、地域から通報のあった保安上の支障がある空き家のほか、平成25年の調査で把握できた空き家の中から観光アクセス道路沿いに立地するものなどを優先して詳細調査を行い、空家法に沿って所有者等を特定し、指導等により、適切な措置を促す。</p> <p>また、空き家の活用などの施策については、他の部局を含めた全庁的な取り組みが必要であることから、庁内連絡会を開催し総合調整や情報共有を行い、必要に応じて外部委員による空家等対策協議会の協議を経ながら、総合的かつ計画的な推進を図る。</p> | | | | | | |
| 活動指標 (事務事業の活動量) | | | | | | |
| | 活動指標 | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和3年度(見込) | 令和4年度(見込) |
| ア | 指導等を行った件数 | 件 | 41 | 30 | 36 | 30 |
| イ | | | | | | |
| ウ | | | | | | |
| (2) 事務事業の目的 | | | | | | |
| 対象(誰、何を対象にしているのか) | 対象指標(左記対象の大きさを表す指標) | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和3年度(見込) | 令和4年度(見込) |
| ア 特定空家 | 特定空家の件数 | 件 | 21 | 25 | 22 | 30 |
| イ | | | | | | |
| ウ | | | | | | |
| 意図(対象をどうしたいのか) | 成果指標(左記意図の達成度を表す指標) | 単位 | 平成31年度(実績) | 令和2年度(目標) | 令和3年度(目標) | 令和4年度(目標) |
| ア 特定空家の所有者への指導 | 指導等を行った件数 | 件 | 1 | 5 | 1 | 5 |
| イ | | | | | | |
| ウ | | | | | | |
| (3) 総合計画との関係 | | | | | | |
| 基本事業の目的、取組方針(総合計画より) | | | | | | |
| <p>危険廃屋の解体撤去に関する補助制度の周知を強化し、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。</p> <p>また、空き家バンク制度の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、空き家の有効活用を推進します。</p> <p>さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|------------------|--------|---------|---------|-------|--|
| 3. 前年度の評価表に記載した課題 | | 4. 事業費の推移 | | | | | |
| 令和2年度の改善改革の内容(取り組むべき課題) | | 単位 | 31年度決算 | 2年度当初予算 | 3年度当初予算 | 4年度計画 | |
| 過去に指導を行なった特定空き家のフォローアップを行なうとともに、新たな特定空き家については、所有者が必要とする情報の提供などによる支援のほか、特定空き家の状態によっては必要な指導等を行い、適切に管理してもらう。また、協定に基づいた専門家と連携した空家所有者への支援を行う。 | | 事業費 | 千円 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | | 国庫支出金 | 千円 | 69 | 1,000 | 1,000 | |
| | | 県支出金 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| | | その他 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 一般財源 | 千円 | 115 | 2,936 | 2,137 | |
| | | 事業費 | 千円 | 184 | 3,936 | 3,137 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 5. 令和2年度の実績及び成果 | |
| (1) 令和2年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載> | (2) 令和2年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策協議会を開催し、空家の指導等について協議を行った。 ・市民からの相談・通報等に応じ36件の空き家の現地調査等を実施し、所有者等に空家の現状の情報提供等を行った。 ・令和元年度に『空家対策等に関する協定』を締結した専門家の団体に相談を依頼し、昨年度までに指導等をした空き家について、空家所有者の抱える問題解決を図った。 ・市民の安全性を確保するとともに、解体跡地の利活用を促し、地域の活性化に資することを目的に空家の解体撤去補助を行うことで、危険な空き家を撤去することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、特定空家に対する指導方針や空家対策に関する意見などを得ることが出来た。 ・所有者等に対して意向調査や指導などを通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、一部については自発的な除却等の措置が図られた。 ・フォローアップを実施したことで、27件の改善等の措置がなされた。 ・相続人の調査を依頼し、所有者の特定に繋がった。 |

| | | | | | |
|------------|-------|-----------|---------|-----|-------|
| 事務事業 番号 | 02058 | 事務 事業名 | 空家等対策事業 | 担当部 | 建設部 |
| | | | | 担当課 | 建築指導課 |

| 6. 振り返り <SEE (check)> | | |
|---|--|---|
| A 目的 妥当 性 | この事業の目的は、基本事業の目的、取組方針に結びついていますか？ | ・この事業をなぜ市が行わなければならないですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ |
| | 結びついている | 市が実施すべき事業又は実施しなければならない事業である |
| | 間接的に結びついている | 市が実施することは妥当である |
| | 結びついていない | 見直す必要がある |
| B 有効 性 | 成果が向上する余地（可能性）はありませんか？ | 廃止・休止の影響はありませんか？ |
| | 向上する余地はかなりある | 影響がある |
| | 向上する余地はある程度ある | 影響はある程度ある |
| | 向上する余地はほとんどない | 影響はほとんどない |
| C 効率 性 | ・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ | ・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、人件費（延べ業務時間）を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ |
| | 削減できない | 削減できない |
| | 削減する余地はある程度ある | 削減する余地はある程度ある |
| | 削減できる | 削減できる |
| D 公平 性 | 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ | |
| | 公平・公正である | |
| | 見直す必要がある | |
| 総合評価判定基準 | | 総合評価 |
| A:継続して取り組むことが適当（やり方改善含む。） B:事業規模・内容・実施主体の見直しの検討 C:事業の統合、休・廃止の検討 | | A |
| | | 理由 空家対策は、法に基づく市町村が行う事業であり、空家所有者に対する空家問題の認識を高めるための周知や、空家の活用・抑制を支援するとともに、法に基づく指導等を行っていく必要がある。 |

| 7. 1次評価結果 <PLAN (Action - Plan)> (組織決定) | | 【参考】前年度の改革改善の方向性 << 継続・やり方改善 >> | | | |
|---|---|------------------------------------|-----|-----|-----|
| (1) 今後の事務事業の改革改善の方向性 | の事業 方向性 (成果) | 拡 充 | | | レ |
| | | 維 持 | | | |
| | | 縮 小 | | | |
| | 休廃止（統合含む） | | | | |
| | | 皆 減 | 縮 小 | 維 持 | 拡 大 |
| | | コスト投入（予算）の方向性 | | | |
| (2) 令和3年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題) | 過去に指導を行なった特定空き家のフォローアップを行なうとともに、新たな特定空き家については、所有者が必要とする情報の提供などによる支援のほか、特定空家の状態によっては必要な指導等を行い、適切に管理してもらうよう促す。また、協定に基づいた専門家と連携した空家所有者への支援を行う。 | | | | |
| (3) 令和4年度の方向性 (具体的な取組) | 特定空家の所有者に対する指導の実施や、所有者の必要とする情報を提供するとともに、協定に基づいた専門家と連携した空家所有者への支援を行う。 | | | | |

| 8. 2次評価結果 (担当部長評価) | | 評価者 | 職・氏名 | 建設部長 | 猿渡 千弘 |
|----------------------|--|---------------|------|------|-------|
| (1) 今後の事務事業の改革改善の方向性 | の事業 方向性 (成果) | 拡 充 | | | レ |
| | | 維 持 | | | |
| | | 縮 小 | | | |
| | 休廃止（統合含む） | | | | |
| | | 皆 減 | 縮 小 | 維 持 | 拡 大 |
| | | コスト投入（予算）の方向性 | | | |
| (2) 総評 | 空き家の増加に伴い、危険廃屋も増加傾向にあることから、周辺環境に影響を及ぼさないよう管理不全の空き家所有者対し、指導を行い適正に管理していく必要がある。 | | | | |

